沼津市建設工事における遠隔臨場の試行要領

（目的）

第１条　この要領は、建設現場において、受発注者の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査（以下、「遠隔臨場」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。

（対象工事）

第２条　沼津市が発注する当初請負代金額が 130 万円を超える建設工事を対象とする。

対象となる工事は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受発注者間の協議により遠隔臨場を実施できるものとする。

なお、既契約の工事についても、受発注者の協議により、本試行要領と同様の取扱いができるものとする。

（適用）

第３条　遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員にリアルタイムで配信し、双方向通信で相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場に替えて実施することができるものとする。

（実施方法）

第４条　受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（１）事前調整

受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（２）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第５条　遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（１）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（２）遠隔臨場の申請

遠隔臨場の申請は次に掲げる方法で実施する。ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場に

より実施するものとする。

ア　土木工事

段階確認・立会願の確認方法の記載欄又は工事検査執行依頼・通知書の摘要欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

イ　建築・設備工事

週間工程表、月間工程表又は工事検査執行依頼・通知書の摘要欄に遠隔臨場であることを明記する。

（３）遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要となる情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。

（４）遠隔臨場の記録

受注者は、遠隔臨場による監督員の確認をした場合、速やかに実施記録を監督員に提出するものとする。

受注者は、遠隔臨場による検査員の検査をした場合、速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機器等の手配・仕様）

第６条　受発注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

（１）受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線の準備を行う。

（２）発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。

（３）利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

（費用）

第７条　受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

（その他）

第８条　本要領に定めのない事項は、受発注者で協議して決定する。

付　則

この要領は、令和6年４月1日から施行する。